

廿日市市佐伯地域及び吉和地域定住促進補助金

子育て世帯の転入・定住を応援します！

令和7年度事業期間（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

廿日市市外から佐伯地域又は吉和地域に定住を目的に住宅を新築、新築住宅又は中古住宅を購入し転入した子育て世帯に対し、補助金を交付しています。

（三親等内の親族からの購入を除く）

【対象者】 次の**全て**の要件に該当する方

- ☐ 申請者又はその配偶者のいずれかが廿日市市に転入した日の前日において、引き続き3年以上廿日市市外に住民票をおいている
- ☐ 配偶者又は一親等以内の親族が補助対象住宅に同居する世帯である
- ☐ 申請者又はその配偶者のいずれかが、満50歳未満
- ☐ 補助対象住宅及びその設備に関して、国、県若しくは市の制度による他の補助、補償等を受けていない
- ☐ 過去にこの補助金を受けたことがない
- ☐ 転居先の地域コミュニティ活動への参加の意思がある
- ☐ 10年以上定住の意思がある
- ☐ 世帯員全員が、市区町村民税を滞納していない
- ☐ 世帯員全員が、暴力団員でない

【補助金の額】 ※**子育て加算**あり

対象	補助率等	補助上限額	
		佐伯	吉和
住宅の新築又は新築住宅の購入	対象事業の2分の1以内	100万円	150万円
中古住宅の購入	対象事業の2分の1以内	60万円	90万円

※ 6歳以上18歳未満の子1人につき**20万円加算**
6歳未満の子1人につき**30万円加算**

【お問合せ先】

住宅政策課 住宅企画係

廿日市市下平良一丁目11番1号

TEL：0829-30-9187

FAX：0829-31-0999

メール：jutakuseisaku@city.hatsukaichi.lg.jp



申請手続きの流れ

① 事前相談

申請前に、補助金の対象となるかを相談して下さい。
予算には限りがあります。**先着順**となりますので、
必ず事前に相談をしたうえで申請をして下さい。

住宅の工事・購入
⇒廿日市市へ転入
(佐伯・吉和地域)

重要！

② 申請書の提出

佐伯地域又は吉和地域に転入後、**6ヶ月以内**に必要な書類を市に提出します。

※市に口座登録をされていない方は、登録申請書を一緒に提出頂くと、⑤の入金がスムーズに行われます。

市が書類を審査します
(1～2週間程度)

③ 交付決定

市から補助金の交付決定通知書が送付されます。

重要！

④ 請求書の提出

決定通知書の交付後、**30日以内**に請求書を市に提出します。

市が入金準備をします
(1ヵ月程度)

⑤ 補助金の入金

申請者の口座に補助金が振り込まれます。